令和４年度山形県私立高等学校等

家計急変世帯対象

～「奨学のための給付金」についてのお知らせ～

**新型コロナウイルス感染症の影響により保護者等の失職等のために収入が激減し、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる場合、給付金の支給対象となります。**

支給要件

　申請の日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します

* 保護者等が山形県に住所を有していること
* 家計が急変し、保護者等全員が「道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税

（０円）である世帯に相当すると認められる世帯であること

* 非課税相当の目安

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 扶養人数 | ２人 | ３人 | ４人 |
| 年収見込 | 2,214,286円未満 | 2,714,286円未満 | 3,214,286円未満 |
| 所得見込（個人事業主） | 1,470,000円未満 | 1,820,000円未満 | 2,170,000円未満 |

給付額

◆ 7月１日までに家計が急変し、９月末までに申請書を提出した場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支　給　区　分 | 校　種 | 支給額（一人あたりの年額） |
| 第１子 | 全日制 | １３４，６００円 |
| 通信制・専攻科 | ５２，１００円 |
| 第２子  ※１５歳以上２３歳未満の  兄弟姉妹がいる場合 | 全日制 | １５２，０００円 |
| 通信制・専攻科 | ５２，１００円 |

◆ 7月２日以降に家計が急変した場合は、申請した月の翌月以降（申請日が月の初日の場合は当月以降）の月数に応じた額を支給します。

【例】８月に家計が急変し、１０月２日以降に申請した場合、（全日制・第１子）

　　　134,600円×5月（11月～3月）／12月＝56,083円

提出期限

1. ７月１日までに家計急変した世帯**令和4年９月３０日（金）**
2. ７月２日以降に家計急変した世帯**随時受付（最終締切：令和5年１月末）**

提出書類尾

１　奨学のための給付金（家計急変）交付申請書　（様式第１号（その４））

２　口座振替申出書（様式４号）

３　在学証明書（様式第５号）

４　（専攻科のみ）個人対象要件証明書（様式第７号の１）

５　家計急変の発生事由を証明する書類

　　※離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業等届出、破産宣告通知書など

６　家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

　　（家計急変前）令和４年度の課税証明書の写し

（家計急変後）

◆給与所得者が減収となった場合

・会社作成の給与等支払（見込）証明書（参考様式あり）

・家計急変後直近の給与明細（３か月分）及び年収見込額計算書（参考様式

あり）　など

◆個人事業主が減収となった場合

・税理士又は公認会計士の作成した証明書類（年間収支見込計算書（参考様

式）を参考に作成）

・年間収支見込計算書（参考様式あり）　など

　　　◆解雇や廃業等した場合

　　　　　　・家計急変後の収入を証明する書類

７　扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

　　※扶養親族の記載が省略されていない課税証明書、扶養親族全員分の健康保険証の写しなど

８　その他必要な書類（個別に依頼することがありますのでご了承ください。）

提出先・問い合わせ先

〒９９０－８５７０　山形県山形市松波２－８－１

山形県総務部学事文書課私学宗務担当

電話　０２３－６３０－２１９１